

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年9月22日（木） 午前9時30分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 なし
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
9月定例会本会議（9月16日）から付託された事件（議案7件）
9. 傍聴者 2名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時24分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年9月22日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで、手を挙げたままお待ちください。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 7 件について、審査を行います。それでは、はじめに、議案第 2 号「令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 議案第 2 号「国民健康保険事業特別会計」補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整であり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 私からは 1 点お尋ねいたします。補正予算書 76 ページ、77 ページ、1 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」説明コード 900「一般管理費」システム改修委託料 16 万 5,000 円について、この事業はどのようなものか、お尋ねいたします。

村上総合窓口課主幹 こちらのシステム改修委託料につきましては、今年の 4 月に始まりました、未就学児に係ります保険料均等割額の減額措置に係るものでございます。今回の補正予算ではこの均等割保険料の減額した部分について、国が国庫支出金において補填をいたしますことから、その補填部分につきまして市が国に申請をするための国保事業報告システム、こちらのシステム改修の委託予算を計上しているところです。

上田委員 これは令和 4 年 3 月補正と 4 年度の当初予算でも改修委託料というのは計上されていたものですが、違いを明確にお尋ねしたいと思うんですが。

村上総合窓口課主幹 こちら、このシステム改修委託料、令和 3 年度の 3 月補正と令和 4 年度の当初予算でも計上しております。こちらと同じ未就学児に係る保険料の均等割減額措置に係るものでございますが、その 3 月補正と当初予

算の際のシステム改修については、保険料を算出いたします住民情報システム、こちらの保険料システム改修のための予算を計上させていただいておりまして、そのシステム改修を行って今年の 6 月の当初賦課を実施したところでございます。今回の 9 月補正につきましては、先ほど申し上げました市が国に保険料の減額部分の申請をする内部のシステムと言いますか、そのシステム改修の予算となります。

上田委員 そうしますと、この議案可決後の申請、それから入金までのスケジュールを教えてくださいと思います。

村上総合窓口課主幹 市が国に申請をいたしますが、こちらにつきましては例年であれば 10 月末頃に申請をいたしまして、その国庫支出金として交付決定額の 4 分の 3 が例年であれば 12 月末、最終 4 分の 1 が 3 月末に交付されるスケジュールとなっておりますので、予算可決後速やかにシステム改修を行い、そのスケジュールに乗っていきたいと考えております。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 2 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 4 号「令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 4 号「介護保険事業特別会計」の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費精算に伴う各種返還金等でございまして、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 4 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 5 号「令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 議案第 5 号「後期高齢者医療事業特別会計」補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の予算調整であり、特に補足説明はござい

ません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 5 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 39 —

— 再開 09 : 40 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「長門市市民活動支援センター条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 議案第 10 号「長門市市民活動支援センター条例」につきましては議案参考資料 1 ページにお示しをしたとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

上田委員 市民協働のまちづくりを推進するために、市民活動支援センターを公の施設として設置するという条例ですが、オープンの日を予定を教えてくださいませ。

大迫市民活動推進課長 開設予定日についてですけれども、設備関係の納入状況によるところはあるんですけれども、令和 5 年 2 月 1 日を予定しているところでございます。

上田委員 これまでは公民館の窓口を長門市物産観光センターの会議室等の使用予約を行っていましたが、今後はどうなるのかと、このセンターの人員配置の予定数について伺いたします。

大迫市民活動推進課長 まず、会議室等の利用に際してですけれども、これまでどおり中央公民館でも使用予約が可能となるように公民館と連携して進めていきたいというふうに思っています。それと職員配置につきましては、人事に関わる部分もございすけれども、担当課としましてはセンター長、主査級、事務職員 3 名の職員の兼務辞令及び会計年度任用職員を 2 名専任で配置しながら運営していきたいと考えております。

上田委員 支援内容といたしまして人材育成・研修事業、それから団体支援・相談事業、それと情報発信・交流事業という 3 つが記者会見の配布資料に記載されております。この中で最も注力するものはどれなのか。またその理由をお聞きしたいと思います。

大迫市民活動推進課長 支援センターを運営するにあたり 3 本の柱を掲げておりまして、上田委員に言われたとおり 3 つ掲げております。この中で特に重視するものとしましては、市長の施政方針の中でもございましたけれども人材育成、ここの部分に力をいれていきたいというふうに思います。地域づくりは人づくりとも言われております。リーダーやコーディネーター等の地域づくりを担う人材育成をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

上田委員 それでは最後に、この支援センターが設置されるということで、長門市にとって市民にとってどのようなメリットがあるのかを担当課としてのお考えをお聞かせください。

大迫市民活動推進課長 まず、支援センターを設置するということになりまして拠点の整備が整ったということを考えております。それによりまして情報やノウハウの蓄積が図られまして、より専門性が高められるのではないかとというふうに考えております。そうしたことから、相談支援等の業務を行っていくようになりますけれども、相談支援業務に対してもより専門性が高められ質の高いものが提供できるのではないかとというふうに考えております。また、市民団体やまちづくり協議会など、地域協働団体が必要な情報を収集、提供することによりまして点在していた情報の一元化が図られるのではないかと考えているところでございます。ニーズに対応した講習会の開催等、先ほども言いましたが人材育成にしっかりと取り組んでいきまして、まちづくりにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

綾城委員 昨日と今日と引き継いで質疑がありました。今市民活動推進課さんでいろいろな事務事業をやられてますけども、具体的にその中でどの事務事業が向こうに移管されるのかをお尋ねいたします。

大迫市民活動推進課長 市民活動推進課内に活動推進班、市民相談班、消費生活センター及び人権推進室等の各部署と言いますか、班がございます。主に活動推進班の持っている業務を支援センターのほうに移管していきたいなというふうに思っております。

綾城委員 活動推進班、具体的になんでしたっけ。

大迫市民活動推進課長 具体的には第 3 次市民協働アクションプラン、これに基づいた集落機能の再生であるとか市民活動活性化事業これを 2 本柱として取り組んでおりますので、そこが主になるかなというふうには思っております。

綾城委員 令和 4 年度当初予算で、当時の課長さんが補足説明で令和 4 年度は

公設公営で、令和 5 年度からは民間に委託してやってくというようなことを補足説明で説明されておりますけれども、今想定されている団体というのはあるんですか。

大迫市民活動推進課長 現段階において想定される団体はいらっしゃらないというのが現状でございます。

綾城委員 ということは、でも令和 5 年って割と喫緊ですけども、今執行部が思ってたっしやる予定どおりに事が進むというふうに考えてらっしゃるんですか。

大迫市民活動推進課長 令和 5 年当初というところは支援センターがオープンしながら団体育成、団体組織の立ち上げ、ここも視野に入れながらしていきたいというふうには考えておりますけれども、2 年程度必要ではないかなというふうには考えているところではございます。令和 5 年のスケジュールは厳しいかなという判断はさせていただいているところです。

田中委員 条例にあります運営協議会の委員というのは、どういう方を想定されてますでしょうか。

大迫市民活動推進課長 運営協議会の委員さんの具体的な選任についてはこれからということになりますけども、整備検討委員会でご協力いただいた方や市民活動団体またはまちづくり協議会などの市民団体をお願いしたいというふうには考えております。

田中委員 ではこのセンターを市民の方が利用するにあたって、手続きとか料金が発生すると思いますが、その支払方法等について教えていただけますか。

大迫市民活動推進課長 所管については観光政策課から市民活動推進課に移管にはなりますけども、これまでどおり中央公民館での貸館の手続き等を含めまして変わりのないようにしていきたいというふうに思っています。料金につきましては、これまでどおり納付書でお支払いいただくような形を考えております。

田中委員 確認なんですけど、先ほど上田委員も言われたように受付が公民館もできるようにというふうな言われ方だったと思うのですが、出来たあかつきには公民館のほうも受付出来るけれども、市民活動推進課のほう、こちらの支援センターにも受付業務があるというイメージでよろしいでしょうか。

大迫市民活動推進課長 田中委員おっしゃられるとおりで、支援センターのほうでも当然受付は可能となる予定でございます。

林委員 それでは使用許可について定めた条例の第 7 条の第 2 項についてお尋ねします。この使用許可を定めた第 7 条の第 1 項には「センターのうち第 3 条第 2 号から第 7 号までの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とす

る」とあって、第 2 項では「市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付すことができる」とありますけれども、これは具体的にどういったことを想定されているのでしょうか。

大迫市民活動推進課長 前項の条件というところになるかなというふうに思いますけれども、管理上必要だということで、たとえば火気類の使用はだめだよとか、そういったことを想定しております。

林委員 それでは次に、第 8 条の使用の制限の第 1 項第 1 号についてお尋ねします。第 8 条は「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない」とあります。この第 1 号は「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき」というのはどういった、誰がこれを認定して、どういった客観基準によってこれが認定されるのかというところの想定範囲でいいですけどお答えください。

大迫市民活動推進課長 具体的な想定というのは、ケースバイケースなところもあるんですけども、想定としましては騒音とか暴力などの迷惑行為が起きる可能性、危険物、不衛生品等の持ち込みを想定しているところではございます。判断につきましては、担当課でまず判断をするような形を考えております。

林委員 わかりました。こういった使用の制限というのは非常にこの、多々問題が起きますので、それが恣意的な運用をされたりとかなないようにぜひその辺を注意していただきたいと思います。運用上。最後に、使用料の減免について定めた第 12 条の第 1 項についてお尋ねします。使用料の減免については「市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があるとき、使用料を減額し、又は免除することができる」とあります。これは具体的に、この市長の「公益上必要がある」というのは、また「その他特別の理由」というのは具体的にどういったことを想定されているのでしょうか。

大迫市民活動推進課長 まず減免について、公益上のことになりますけれども、市が主催する事業であるとか共催する事業、ここを考えております。また、市民活動支援センターとしてオープンしていきますので、条例に合致するような市民活動団体が使用される際、これも減免対象になるのかなというふうに思っています。また、加えまして、今公民館と一体的に利用しているところから、社会教育関係団体さんも利用されるケースが多々あるかなというふうに思っております。そういった市民活動団体が利用される場合も減免となってくるのかなというふうに思っております。

綾城委員 もう 1 点だけ。このセンターをされるというのは、それはそれで否定されるものではないと思うんですけども、ただ 1 点気になるのが、これまで市民活動推進課さんがいろいろやられていましたよね、地域づくりとかそういったことをしっかり支援を。そこに不満があったとは思わないんです。割と

しっかりされていたんじゃないかなと思っていて、だからあえてそこで活動支援センターを分離させてつくるといのはちょっとよく分からなかったんだけど、でもまあ、それはそれで考え方としてはあるのかなと思って。なので、これから民間を育成して民間団体をつくって、そこにお任せするというところで、その中身というんですか、質を落とさないというか、今までしっかりやられておりまして、そこで特別不満があったとはちょっと思わないし、そういう声も聞いていないので、民間に移管したときに、何ていうかちょっとトラブルが起こるといいうか、少しサービスが落ちるといいうか、そういったことがないように努めていただきたいなというふうには思っています。

大迫市民活動推進課長 質を落とさないようにというところでございますけども、当然そのように考えております。やはり拠点を整備しまして、先ほども言いました情報の集約等が図られることによって、より専門性を高めていきたいというふうに思っております。やはり職員運営でありますと人事異動とかで人が代わって、質も差異が出てはいけないんですけども、出る可能性があるというところから民間運営を行うことによって質の担保を図ることも可能かなというふうには思っているところでございます。当然言われるように、混乱させてしまうこともいけませんし、質の低下、これは絶対にしてはいけないことだというふうに考えております。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 10 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 57 —

— 再開 09 : 57 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 11 号「長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議案第 11 号につきましては、過る 9 月 9 日、今 9 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料 2 ページに記載のとおりでございます、特に補足すべきことはございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 議案第 11 号に関しまして、参考資料も見させてはいただいたんですけど、いかんせんなかなかちょっとパッと見たとき分かりづらい文章というか、難しいなと思いました。簡単に分かりやすく内容を教えていただけますでしょうか。

椎葉総務課長 今委員おっしゃられましたように、なかなかちょっと条例文を見ただけでは理解しにくい内容となっておりますので、簡単に説明させていただきます。今回の条例改正のポイントとしましては、議案参考資料にありますように 3 点ございます。まず 1 点目につきましては、取得期間を短期に分け、職員が育児休業をさらに取得しやすくなるよう、取得回数が原則 1 回から原則 2 回まで取得できるようになります。これまで出生後間もない時期に父親も育児に参加し、夫婦で共に子育てができるようにと、いわゆる産後パパ育休と呼ばれますけど、出生後 8 週間以内に育児休業が 1 回、それと出生後 8 週間を経過した日以降に 1 回取得できておりましたが、今回の改正によりまして今後はより短期間に分ければさらに取得しやすくなるようにということで、出生後 8 週間以内の産後パパ育休が 2 回に分けて取得できるようになりまして、更に 8 週間経過後も 2 回に分けて取得できるようになります。それぞれの期間で 2 回に分けて取得できるようになりますので、たとえば夫婦共働きの世帯では取得期間をお互いにずらして短期間に分けて 2 回ずつ取得するですとか、男性職員も短期で取得できるなど、より柔軟に育児休業が取得しやすいようになります。2 点目としましては、非常勤職員についてでございますが、出生後 8 週間以内に育児休業を取得できるのはこれまでは子が 1 歳 6 ヶ月になる日までの任用が見込まれないと取得できなかったんですが、改正後は子の誕生日から 8 週間と 6 月を経過する日、概ね出生後 8 ヶ月後になりますが、これまでの任用が見込まれれば取得できるように期間のほうに短縮されるようになります。最後に 3 点目ですが、これも非常勤職員についてでございますが、非常勤職員の子が 1 歳到達日までは今回の改正によりまして原則 1 回のところが 2 回まで取得可能に拡大されます。さらに、これまでは 1 歳到達日以降は保育園に入所できないですとか、特別な事情がある場合に限り取得できますが、取得する際の育児休業の初日は 1 歳到達日の翌日と 1 歳 6 ヶ月到達日の翌日ということで、取得できる初日のほうは決まっておりましたが、今回の改正によりまして 1 歳到達日の翌日、それと 1 歳 6 ヶ月到達日の翌日以外の日、たとえば 1 歳 2 ヶ月ですとか、そこから取得できるように柔軟な取得ができるように改正をされるところでございます。以上が今回の条例改正の主な内容となっております。

ひさなが委員 わかりました。育児休業の取得を柔軟化されていて、夫婦それ

ぞれのあり方で育児と向き合う環境の整備をされていくんだろうなというところを思っております。ただ整備、環境をそういうふうに制度があってもなかなかそれがしっかりと運用できないと厳しいところはあるのかなと思っております。育児休業等を理由とする不利益やハラスメントというのは絶対にあってはならないと考えております。これらの方針について、担当課としての考えをお伺いいたします。

椎葉総務課長 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児休業制度の改正に伴いまして、本年 4 月から職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、本人または配偶者の妊娠、出産を申し出た職員に対しまして、個別に育児休業制度の周知および育児休業の取得意向の確認を行っております。意向確認につきましては、所属長が面談により行いますが、意向確認は職員による育児休業申し出が円滑に行われるようにすることが目的でございますから、取得を控えさせるような形での意向確認は厳に行わないよう所属長に周知をしております。また、妊娠、出産した職員や育児休業等を申し出、取得した職員が不利益やハラスメントを受けないよう、ハラスメント防止に関する要綱および指針でハラスメントの具体例なども示しながらハラスメント防止に努めているところでございます。また、取得しやすい環境整備というところで、職場環境を作ることもハラスメントの未然防止につながるものと考えておりますので、育児休業制度を職員が正しく理解してもらうよう分かりやすい周知に努めていきたいと考えております。いずれにいたしましても、育児休業等を理由とする不利益やハラスメントは決してあってはならないということでもありますので、これからも引き続き未然防止に努めてまいりたいと考えております。

林委員 これ国の法律が変わってそれに伴って条例改正が行われるわけなんですけれども、さっきひさなが委員もおっしゃったように、本当にこの議案参考資料を見ても、それから議案の改正後と改正前の条文を比較しても、非常に分かりにくいです。分かりにくくしているのか、分かってもらいたければ、もう少し分かりやすく資料を作成すべきではないかという苦言を呈しておきます。非常に本当に分かりにくいです、これ。今、課長が説明しなければ、改正のポイントというのは非常に不明確。一点お聞きしますが、育児休業等計画書の廃止っていうのがありますよね、今回。これまではあらかじめ育児休業等の計画書を提出することによって、育児休業終了から 3 ヶ月以上経過後に再度の育児休業の取得が可能でした。ところが今回は育児休業計画書の提出によらないでよくなりました。そもそもこの育児休業等計画書っていうのはどういったものなんでしょうか。

沖村人事班長 委員のご指摘にございましたけれども、この育児休業等計画書

につきましては、以前までは 1 回の育児休業ということになりますので、それに伴う特別な事情に関して、育児休業の取得を延長というのを可能としておりました。その際に、その特別な事情に合致するかどうかというのを確認させていただくためにこの育児休業等計画書を提出していただいております。ですが、今回の改正に伴いまして、2 回育児休業が取得できるようになりますので、それに伴ってこの条文というのは不要となりますので、削除させていただきたいというふうに考えております。

林委員 わかりました。こういった今働き方改革とかいろいろ言われている中で、国がこうやって法律を改正して、やることについては私は全く異論はないわけなんですけれども、自治体が法律の範囲内で条例を制定するわけだから、条例制定効果とかがあるわけじゃないですか。残念ながら改正の趣旨の中に、この条例を本市が作ることによって職員や非常勤の職員がどうなるのか、どういうふうに改善されるのかっていう、我がまちの我が市の政策的な意味っていうがなかなかこれだけでは見えないので、そのあたりを説明していただきたいと思います。

椎葉総務課長 委員ご指摘のとおり、なかなかまず条例の改正が見えにくいというところがあったかと思います。今回の主な改正につきましては、先ほど来申し上げておりますように、取得しやすい環境を整えるということでございます。育児休業に関しましては、特定行動計画のほうで目標も定めておりまして、本市の場合につきましては男性の取得率も 30% というふうに目標を定めておりますので、今後はそういった、今回分けて短期で取得できるような形というふうになりますので、それに向けて取得できるようにこちらのほうもいろいろ周知と、職場環境を取得しやすい環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 11 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 12 号「長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議案第 12 号につきましては、過る 9 月 9 日、今 9 月定例会初日に市長が申しあげました提案説明、及び議案参考資料 3 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。

ひさなが委員 それでは、議案第 12 号の議案参考資料の 3 ページの改正の内容 (2) のほうで、雇用保険受給期間の特例というところで雇用保険の基本手当受給期間について、上位法に基づいて反映されるものというふうに説明が書いてあるんですけども、施行期日は令和 4 年 10 月 1 日となっておりますが、議案可決後、長門市ではいつからの離職者が対象となるのでしょうか、お伺いいたします。

椎葉総務課長 今回、議案の議決をいただけたら、改正後条例の施行日は本定例会の最終日であります 10 月 4 日ということになりますが、議案の附則で適用日を本年 10 月 1 日としておりますので、本年 10 月 1 日から適用ということになります。なお、第 10 条第 4 項の規定の雇用保険受給期間特例につきましては、原則として令和 4 年 7 月 1 日以後に同項に定めます事業を開始した職員に適用されるということになりますので、令和 4 年 6 月 30 日以前に退職された方も対象となるところでございます。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 13 —

— 再開 10 : 14 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 13 号「長門市都市計画税条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議案第 13 号につきましては、過る 9 月 9 日、今 9 月定例会初日に市長が申しあげました提案説明、及び議案参考資料 4 ページから 5 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは議案第 13 号「長門市都市計画税条例を廃止する条例」についてですが、これを廃止することによって年間どれくらいの税収が失われ

ることになるでしょうか、お伺いいたします。

木原税務課長 この都市計画税の廃止に伴いまして、減額となる歳入につきましては、令和 4 年度現年度調定ベースでおよそ 3,967 万円となります。

ひさなが委員 約 4,000 万円、税収として得られなくなるということですが、そういった場合の財源の問題についてどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

吉村企画総務部政策調整監 財源の問題につきましてお答えさせていただきます。全国で都市計画税を廃止した自治体の事例などを見ますと、だいたい措置としまして固定資産税や住民税の税率を引き上げるといった自治体も見られておりますけれども、本市ではほかの税の税率を引き上げることにつきましては、代替手段として安易に取るべきではないというふうを考えておりまして、この財源の問題につきましては企業誘致などの施策をしっかりと行いながら、そこから税源を涵養しまして税収の増加ならびに財源の確保に努めてまいり、市全体の予算の中で調整をしまして市民サービスを低下させることのない範囲で財源を捻出していく必要があると考えているところでございます。

ひさなが委員 わかりました。それと、都市計画税の廃止によって、地方債償還財源の一部を失われることになると思いますが、その点について今後どう対応されていくのか、お伺いいたします。

福田財政課長 一般会計におけます都市計画事業に対する地方債ですが、平成 18 年度の借入れを最後に 19 年度以降起こしてはおりません。この一般会計の地方債の償還につきましては、令和 8 年度に全てが終了する予定となっております。対して公共下水道事業につきましては下水道事業債の償還期間が 30 年と非常に長いため、今後も償還は続いてまいります。また、令和 3 年度の地方財政状況調査によりますと、一般財源総額は約 150 億円程度であり都市計画税の占める割合は約 0.2%であります。都市計画税の廃止により、地方債償還財源の一部がなくなることになりますが、市全体の予算の中で事業調整あるいは財源調整を実施することで他の事業への影響がないように努めることとしたいと思っております。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 13 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

綾城委員 これは都市計画税条例を廃止する条例です。これは一般質問等でも、たとえば福祉とかいろんな質問をするときにお金がないと、今お金がないんだというお話は再三あります。財源がないから政策を打てないんだというお話がある中で、4,000 万円というものをこれから徴収しないんだというところの政策になってきます。これは以前重廣議員が一般質問で再三やられていて、計画もないことからとか、いろんな答弁もありました。しかしながら 4,000 万円とい

う財源がこれからなくなっていくわけですし、何とかそれは企業誘致とかで考えていくということでございますけれども、そんなに大切な話だと思いますので、副市長には改めてこの都市計画税の廃止にあたって市の考えというところをお尋ねをしたいと思います。

大谷副市長 それでは私から、ご指名ですのでお答えを申し上げたいと思います。今委員がご指摘されましたように、この都市計画税は目的税であり、そして一般財源でございます。昭和 31 年からこの長門市において課税が始まり 65 年が経過している税ではございます。しかし、目的税というのは、その目的を果たしたら課税を止めるということが原理原則でございます。一方で交付税の基準財政収入額の中には、この都市計画税は算入されておられません。従って、いわば留保財源でもございます。課税すればそれだけこの長門市にとって実になるもの。確かに 4,000 万円は大きな数字ではございます。しかし、先ほど来担当から申し上げておりますように、この目的税の目的たる都市計画事業が既に完結してしまっている。この状況をどう見るか。これはこの議会におきましても、議員の皆様から再三ご指摘をいただいているところでございます。そして、昨年 4 月から新過疎法が施行されました。この新過疎法において改めて長門市は、全域が過疎地域であるというふうに指定されたところでございます。このことをもって私どもは、市長をはじめ、これはやっぱりこの機会にこの税を廃止すべきではないかということで、議会のご意見も踏まえながら議論をこの半年間重ねてまいりました。この過疎地域に指定されているということは、交付税の基準財政需要額に算入される過疎債、これが発行できるわけです。過疎債というのは 100% 充当、そして 7 割が交付税の基準財政需要額に反映されて、そして交付税として入ってくると。現に、たとえば課税地域の中にございます仙崎地区におきましては、仙崎小浜線という大津緑洋高校水産校舎の横を走っております道路、今、歩道を含めて改良を進めておりますけれども、これにも過疎債は充てられておるんです。そして当然、この課税地域以外におきましても、過疎債を使って各種基盤整備が日々行われているところでございます。そういうことを考えてみますと、やはりこの課税地域、都市計画事業が今後計画されていない中で、課税地域にお住まいの方にのみこの税をご負担いただくというのは、いささか公平感に欠けるのではないかというふうに考えました。当然、基盤整備はこれからもどの地域においても過疎債という有利な財源を使いながら整備を進めてまいりますし、一方で、こういった不公平感といいますか、そういうもののおそれがあるこの税については、新過疎法の施行もありましたので、この時期をもって廃止すべきという考えによって、この度廃止条例案を提案させていただいたところでございます。この点、何卒ご理解を賜わりたいと存じます。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10:24 —